

通信

いわて地域総研



乗り合い型「まちなか巡回バス」(雫石町)

目次

- | | | |
|--|-----------------|-------|
| ●表紙写真 | | 1P |
| ●「盛岡広域環境組合一般廃棄物処理基本計画の問題点」 ごみ処理広域化と気候変動問題を考える盛岡市民の会 | 佐藤 信安さん | 2P~4P |
| ●寄稿「デンマークだより」 | ケンジ・ステファン・スズキさん | 5P~7P |
| ●寄稿「戦争を記録する会が第9集発行を決意」 宮古・下閉伊地域の戦争を記録する会 | 代表 前川 慧一さん | 8P |
| ●地名の話45ーおおたもと【大田元】 | 高橋 宏壽さん | 8P |

NPO法人

岩手地域総合研究所

岩手県盛岡市中央通二丁目8番21号 Mホール

Tel・Fax:019-624-6715

メール:i-chiikisouken@salsas.ocn.ne.jp

盛岡広域環境組合一般廃棄物 処理基本計画の問題点

ごみ処理広域化と気候変動問題を考える
盛岡市民の会
佐藤信安さん



1. はじめに
盛岡広域環境組合
(以下「組合」)の一般廃棄物処理基本計画(以下「基本計画」)は令和6年3月末に策定された。

略歴
佐藤信安
1936年生。北海道大学理学部大学院物理学専攻
北海道大学工学部電気工学科在職
オーストラリア国ニューイングランド大学研究員
工学博士
岩手大学教育学部教授 定年 退職
専門：電気工学
日本科学者会議岩手支部会員
盛岡市クリーンセンター公害監視委員会副委員長
盛岡市ごみ減量資源再利用推進会議委員

この「基本計画」(案)は令和5年末に提示され、パブリックコメントの募集があり、意見に対する回答が示されたのち、「組合」の議会で諮ることなく令和5年度末に「組合」の内館茂管理者が決定した。

この結果「基本計画」は、これまで県央ブロックごみ処理広域化計画を進めてきた「県央ブロックごみ処理広域化基本構想」(平成27年以下「基本構想」)に代わるごみ処理広域化計画のマスタープラン、すなわち広域化事業を進める最上位計画となった。

「基本計画」は最近の国や県のSDGsやカーボンニュートラルを取り入れたごみ処理政策を反映したものであることを強調し、「基本構想」は「時代遅れ」との批判をかわしている。しかし、実質的には「基本構想」の負の遺産を引きずっている。

「基本計画」は一極集中大型焼却施設の設置による焼却中心のごみ処理が大前提であり、「基本計画」の基本理念および基本方針にある循環型社会形成・脱炭素社会の実現、環境負荷の低減カーボンニュートラルの実現とは整合しない。

「基本計画」は、「組合」の役割として焼却・中継運搬、エネルギー活用、一方、構成市町の役割は分別収集、最終処分という「基本構想」の骨格を明記し、引き継いだ。しかし、分別収集の統一は「組合」設立を1年延期した難題であり、現在もその状況は変わっていない。そのため、「現在、構成市町で実施している分別収集・資源化の取組は原則として継続する。」と明記しその場しのぎの難題の回避を行っている。このことが、焼却施設の規模や形式にも影響するのは明らかである。なお、焼却以外のごみ処理については県央ブロックごみ処理体制検討協議会(広域8市町と関係一部事務組合で構成、令和5年設置)で協議するとしている。令和6年度第1回「協議会」が7月に開催され、焼却以外のごみ処理について、現存の処理施設体制を維持する「基本方針」が了承され、その具体化のスタートラインに立った段階であるが、今後の見通しで楽観は許されない状況がある。

「基本計画」では、ごみ減量・資源化の目標として、ごみ排出量を盛岡市盛岡地域のクリーンセンター受け入れ基準を基本として推計し、これにプラスチック製品の分別収集による減量を

考慮したものにしている。これは「現在、構成市町で実施している分別収集・資源化の取組は原則として継続する。」としたことと整合しない。しかもこの推計値から設備規模を設定しているのはあまりにも安易な手法である。エネルギー活用について、「基本計画」では施設の設置、管理運営は「組合」が行うこととしている。しかし、その具体的内容は「基本計画」とは別に「施設整備基本計画」で策定するとしている。このように、「基本計画」は多くの問題を含んでいる。以下に、パブリックコメントの内容と「回答」から一般廃棄物処理基本計画の問題点を詳述する。

2. パブリックコメントの実施結果、「回答」の問題点

2024年3月15日、盛岡広域環境組合一般廃棄物処理基本計画(案)(以下「基本計画案」)に係るパブリックコメントの実施結果が盛岡広域環境組合のホームページに掲載された。「意見」の延べ提出者数は103名、意見数は360件であった。「意見」の趣旨は72件に整理され、それらの「基本計画案」への反映区分として「A」…計画等に盛り込むもの(14件)、「B」…計画等に盛り込み済みのもの(4件)、「C」…計画等に盛り込まないもの(16件)、「D」…その他、要望・意見・感想等(38件)に分類し、提出された「意見」等の内容と「意見等に対する考え方」(以下「考え方」)が示されている。以下はその「問題点」である。

問題点1.「A」…計画等へ盛り込むもの(14件)とされている「意見」等には、①ごみ減量、分別・資源化、②ごみ処理施設規模、③環境負荷及びカーボンニュートラルへの対応などである。

これらの意見に対する「考え方」は、「現在構成市町で実施している分別収集・資源化の取組は、原則として継続する」旨を追加記載、「将来ごみ処理量の推計に基づいて適切な施設規模を検討していく」旨を追加記載、「公害防止基準等の遵守に努め、周辺環境に十分配慮する」旨を追加記載、「意識啓発について」の記載を拡充、「新ごみ焼却施設の運営に当たり、可能な限り二酸化炭素排出量の削減に努める」旨を追加記載、となっている。

この中で、「分別収集・資源化の取組」は「県央ブロックごみ処理広域化計画基本構想」（平成 27 年）の「焼却処理は事務組合で、分別収集・最終処分は関係市町でおこなう」とする方針を継承し、「3Rの推進」、「分別収集・資源化」、「最終処分」の課題を一貫して取り組むための障害を残している。とくに「現在構成市町で実施している分別収集・資源化の取組は、原則として継続する旨を追加記載」したことは、2年前の組合結成を1年延期した状況が現在も解決していないことを示している。この追加記載を履行すれば一極集中大型焼却施設で処理するごみの種類は多様なものとなり、ごみ減量・資源化は構成市町のゴミ処理計画次第になり、それが焼却施設規模を左右することになる。このほかの追加記載は「基本構想」の焼却中心、一極集中大型焼却施設の方針の下では、その効果は期待できない。い

問題点 2. 「B:計画等に盛り込み済みのもの」（4件）とされる「意見」等は、①「基本計画案」の住民説明、②地震災害への対応、③焼却施設設置場所の環境負荷、④最終処分問題等である。これらの「意見」に対する「考え方」では、「『基本計画案』の住民説明について住民への広報の実績をあげている」としているが、実際には回数は少なく一方的な説明がほとんどである。地震への対応では災害への強靱化対策が述べられているが、想定を超える災害の頻発化、激甚化が起きている状況から、施設の分散立地によりリスクを分散するべきである。

焼却施設設置場所の環境負荷については、「施設周辺環境には十分な配慮をし、令和6年度策定予定の施設整備基本計画で環境影響を少なくする対策を講じる」としている。しかし、広域化での「一極集中、大型焼却処理施設」では、施設規模からみて、施設周辺での環境負荷の集中が不可避である。こうした問題が地域住民の誰でも参加でき、意見を反映させることが出来る状況にはなっていない。

環境負荷の一極集中を避けるためには焼却施設の分散設置が不可欠である。最終処分については、適正に資源化又は埋立の委託処理を行うとしている。しかし、「適正な資源化」の内容は不明であり、埋立の民間委託処理は、日々排出される対象物の継続的、長期的に安定した処理には不安がある。

最終処分場の延命は民間委託に頼ることなく、ごみ分別・資源化により焼却量と埋め立て量を減量することにより対処するべきである。

問題点 3. 「C:計画等に盛り込まないもの（16件）」について、提出された「意見」は①

「一極集中の大型焼却施設」整備をやめ、施設の分散設置により区内処理によるごみ減量・資源化の推進を可能とすること、②構成8市町の主体的関りと従来の処理方式の継承、③住民意見の反映、④広域からの収集運搬のデメリット、⑤焼却炉の形式、⑥ごみ減量目標、⑦生ごみ資源化、⑧可燃ごみとそれ以外のごみ処理、⑨廃棄物エネルギー活用などである。これらの「意見」に対する「組合」の「考え方」で、一極集中の大型焼却施設から施設の分散設置への転換および構成8市町の主体的関りと従来の処理方式の継承および住民意見の反映について「計画等に盛り込まないもの」とした理由として、「『基本計画』案は「『基本構想』に基づき、新たにごみ処理（焼却）施設の整備を進めるものであり、この基となる県の「岩手県ごみ処理広域化計画」及び平成31年3月環境省の通知から、国、県ともに『ごみ処理広域化・集約化を推進する方向性』は変わっていないものと認識している」としている。提出された「意見」は、以前から示されていたこうした「認識」が時代遅れで誤っているものと指摘し、ごみ処理をめぐる社会情勢は大きく変化し、令和5年閣議決定された「廃棄物処理施設整備計画」（環境省通知）のポイントである「脱炭素化と資源循環の一体推進」にも沿うよう、焼却中心のごみ処理から、ごみ減量・資源化を前面にしたごみ処理体制への転換を求め、一極集中大型焼却施設から施設の分散立地を主張したものである。こうした「意見」に対する「考え方」は示されておらず、提出された「意見」を旧態依然の「認識」を繰り返す「計画等に盛り込まないもの」とすることは住民との対話を回避するものであり、誠意ある対応とはいえない

い。

奈良県の面積に匹敵する広域からの収集運搬のデメリットについて「考え方」では「基本構想」(平成 27 年策定)において、「6 施設を建て替える場合と 1 施設に集約する場合のコスト面・環境負荷の面からの比較を行い、中継施設を設けた場合においても 1 施設集約のほうが負担が少ないものと試算されている」としている。しかし、こうした 10 年前の試算には盛岡インター付近での日中の大型車両の倍増予測や近年の自動車燃料の高騰、深刻な運転手不足など現在の運搬・輸送めぐる事情は反映されておらず「意見」への回答になっていない。焼却炉の形式について「考え方」では、「処理方式は『基本計画案』で定めるのではなく、施設整備検討委員会において、知識経験者の専門的な知見も取り入れながら、審議検討を進めていく」としている。この「検討」は本来上位計画である「基本計画」のもとで行うべきものであるが、同時並行して検討するとし、事実上は検討委員会が先行し、一極集中の大型焼却施設を前提にして検討している。これでは新施設の処理方式は住民の意見の反映が不十分なままに、コンサルタントの提案に基づいて決定される懸念がある。ごみ減量目標、生ごみ資源化、可燃ごみとそれ以外のごみ処理について、「考え方」では、「3R の推進・分別資源化などは、8 市町間で締結した『県央ブロックごみ処理広域化の推進に関する協定』(以下「協定」令和 5 年)に基づき連携して取り組むとともに、各市町がそれぞれに策定している一般廃棄物処理基本計画に基づき、住民の理解・協力の下で進めていくこと、生ごみの資源化については、情報の共有を図り、市町の実情に応じて、取組を

検討する」としている。しかし「協定」の内容を検討する県央ブロックごみ処理体制検討協議会(令和 5 年発足)はいまだスタートラインにいったばかりの状況である。2 年前に盛岡広域環境組合の設立が延期になった原因は分別方法の統一、資源化、最終処分といった広域化の重要課題が全く解決のめどが立たないことにあった。その状況は現在も変わっていない。こうした状況は「基本構想」に基づく「焼却処理は組合で、分別収集資源化および最終処分は構成 8 市町」とする方針に固執した結果であり、分別収集資源化、焼却処理、最終処分を一貫して行うことを可能とするごみ焼却施設の分散設置による自区内処理の実現によりこの難題を解決するべきである。

廃棄物エネルギー利活用について「考え方」では、「基本計画案」とは別に、「施設整備基本計画」の策定を通じて検討を進めていく予定」とし「意見」への対応をせず「計画等へ盛り込まないもの」としている。しかし「基本計画案」では廃棄物エネルギー利活用について「廃棄物エネルギーの活用などにより二酸化炭素排出量の削減に努め、環境負荷の低減を図る」としている。これはごみ発電などのエネルギー利用を念頭においたものであるが、「意見」ではごみ発電を「エネルギー事業」ととらえる問題点を指摘し、かつ余熱をまちづくりの「サービス事業」とするのではなく、いまやごみ処理は焼却中心から分別・資源化への転換が求められており、ごみ処理を「循環事業」ととらえることが要請されていることを述べている。こうした「意見」について「考え方」は沈黙している。

問題点 4. 「D」その他、要望・意見・感想

等」(36 件)について、多様な多数の「要望・意見・感想」が寄せられ、関心の高さがうかがわれる。これらを「意見」として認めなかった理由は、主として「基本構想」で検討済みであること、施設整備検討委員会で検討していること、計画案に対する意見とは認められないが、パブリックコメントの結果は公開すること、ご意見として参考にすると、といった従来からの紋切り型のものであり住民と対話するという姿勢が希薄であることは残念である。

3. まとめ

以上の問題点から明らかのように、新たに策定された「組合」の一般廃棄物処理基本計画は、その冒頭で最近の国や県の SDGs やカーボンニュートラル、「脱炭素化・資源循環の一体的推進」をポイントとした「廃棄物処理施設整備計画」(環境省通知、令和 5 年)を取り入れたごみ処理政策を反映したものであることを強調しているが、内容は約 10 年前の「基本構想」の負の遺産を引きずった焼却中心のごみ処理計画である。

したがって「基本計画」の見直しのポイントは、時代遅れの「基本構想」の一極集中大型焼却施設整備をやめ、施設の分散設置により自区内処理によるごみ減量・資源化の推進を可能とすること、そして焼却中心のごみ処理から、ごみ減量・資源化を前面にしたごみ処理体制へ転換することである。「基本計画」は「廃棄物処理および清掃に関する法律」で自治体や組合にその策定が義務つけられている。

ただし、「基本構想」と異なり、見直し期限があり、4 年後の令和 10 年には見直される。この時期を待たずに「基本計画」の見直しを粘り強く求めてゆくことが重要である。

左の表で見る通り、札幌の年間平均気温は

| 2024年7月31日 | 最高気温 | 最低気温 |
|------------|------|------|
| 札幌 | 26°C | 21°C |
| 東京(千代田区) | 36°C | 28°C |
| 大阪(大阪市) | 36°C | 28°C |
| 福岡 | 35°C | 28°C |

デンマーク便り

ケンジ ステファン スズキ さん
(Kenji Stefan Suzuki, 日本名: 鈴木健司)

地球の気温上昇とその対策について

① 地球の気温上昇について

毎年地球温暖化が語られるなかで、地球の気温がどの程度上昇しているのか、参考として過去50年(正確には52年)の札幌、東京、大阪、福岡の4か所における6月から10月までの月別平均気温と年間平均気温を書き出してみました。

1972年から2023年の52年間において7.6度Cから9.2度Cに上昇したことが解りました。

東京は15.6度Cから15.8度C、大阪は15.6度Cから17.1度C、そして福岡は16.1度Cから17.3度Cに上昇したことが、左の表で見ることが出来ます。

何れにしましても地球の温度が確実に上昇していることです。

日本の報道では「異状気象」—まれに発生する気象—という表現が使われていますが、今日において地球の気温上昇は「異状」という言葉は適切ではなく「地球温暖化」という表現が適切と思っています。これから10年、あるいは

20年先の気温がどの程度上昇するか、見当がつきませんが、平均値は下がることはないと思いたらよいと思います。

2024年7月31日の東京、大阪の最高気温は36度C記録していますが、このような気温が毎年何日間続くのか気になるところです。

② 温暖化対策について

地球の温暖化の原因は温暖化ガスと呼ばれる二酸化炭素(CO2)、メタンガス(CH4)、一酸化二窒素(N2O)、フロン(FRE)の排出が主と言われ、特に二酸化炭素の排出に関しては1997年の地球温暖化防止京都会議(COP3)において、1990年を基準値に対し2008年

| 札幌の気温 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 年平均 |
|-------|------|------|------|------|------|-----|
| 1972年 | 14.4 | 19.0 | 20.3 | 15.6 | 10.5 | 7.6 |
| 2001年 | 16.1 | 20.2 | 21.7 | 17.2 | 10.8 | 8.5 |
| 2023年 | 17.0 | 21.2 | 22.3 | 18.6 | 12.1 | 9.2 |

| 東京の気温 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 年平均 |
|-------|------|------|------|------|------|------|
| 1972年 | 21.3 | 25.8 | 26.7 | 21.1 | 15.5 | 15.0 |
| 2001年 | 21.7 | 25.2 | 27.1 | 23.2 | 17.6 | 15.9 |
| 2023年 | 21.9 | 25.7 | 26.9 | 23.3 | 18.0 | 15.8 |

| 大阪の気温 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 年平均 |
|-------|------|------|------|------|------|------|
| 1972年 | 22.3 | 26.9 | 27.4 | 23.3 | 16.6 | 15.6 |
| 2001年 | 23.0 | 27.0 | 28.2 | 24.2 | 18.3 | 16.5 |
| 2023年 | 23.6 | 27.7 | 29.0 | 25.2 | 19.5 | 17.1 |

| 福岡の気温 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 年平均 |
|-------|------|------|------|------|------|------|
| 1972年 | 22.8 | 28.2 | 26.6 | 23.2 | 17.1 | 16.1 |
| 2001年 | 22.3 | 26.9 | 27.6 | 23.7 | 18.2 | 16.6 |

(出典：日本統計年鑑、1972年4-5頁、2001年22ページ、2023年26ページ)
(出典：ネット情報)

12年の間に各国の削減目標が約束されました。(EU)8%削減、デンマークは21%)。この約束を守るため、デンマークでは化石燃料での電力供給を風力、バイオマス、バイオガス、そして太陽光など再生可能エネルギー資源を利用することにしました。結果2022年におけるデンマークの再生エネルギー資源による電力供給源の割合は国内電力消費量に対し、81.4パーセントになりました。

また、エネルギー消費における二酸化炭素の排出量は1990年の基準値100に対して2022年までに約40.3パーセント減らしました。

③デンマークが選択した電力供給手段について

国々によって地球の温暖化防止対策と電力供給の手段については異なりますが、デンマークが選んだ電力供給体制は次世代に負担のからない発電設備です。図1は今日の電力供給設備別に見た発電価格で、1MWh(1000kWh)当たりの発電価格で単位はユーロです。

発電価格は左から原子力発電、石炭火力発電、天然ガス火力発電、太陽光発電、洋上風力発電、陸内風力発電の順ですが、一番安いのは陸内に建てた風力発電で1MWhの発電価格は46ユーロになっています。

デンマークの陸内に建っている風力発電機の発電量について例を挙げます。

1999年に筆者が住む市内に建てた600kWの風車が1昨日(2024年7月30日)売りに出しました。風車の売却資料によりまず、風車が建っている土地の面積は約370㎡で起動は1999年12月です。起動年の1999年から2023年まで発電量の累積は約2470

万kWhで、この約24年間における年間平均発電量は約103万kWhと書いていました。

デンマークの一般家庭の年間電力消費量は約4500kWhからして600kW風車1台で約220世帯分の電力量を僅か370㎡(112坪)の土地を利用し、燃料費代無しで確保したことが解ります。しかも発電に伴う廃棄物はゼロです。この風車の売値(最低価格)は215万クローネ(約4800万円)と書いていました。

デンマークが地球温暖化防止策として二酸化炭素の排出量を削減する手段の一つが、地元のエネルギー資源を使った風力発電です。

風車に投資した人も売却資料で見ると、会計報告書は見えていませんが、投資損はないと見えています。

デンマークの国土面積は、九州と山口県を合わせた約43,000km²(北海道の約半分)です。2022末時点で6,271基(内洋上630基)の風車が建ち、これら風車の発電設備量は約7,000万kWになりました。

これらの風車がフル稼働しますと当然デンマーク国内では消費し

きれないため、隣接する国外に送電しています。

図2がデンマークが結んだ系統連系図です。

風力発電以外に太陽光発電、バイオガス、バイオマス発電設備がありますが、これら電力の送電を運営管理するため、2004年デンマーク

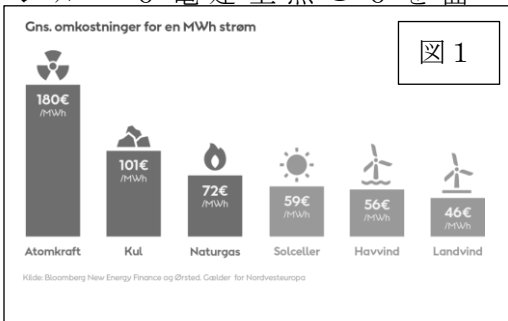


図1

デンマークと隣接国との電力供給実態 (例)

2024年8月1日12時23分時点

| | |
|---------------|---------|
| ユトランドからイギリス | 999MW |
| ユトランドからオランダ | 700MW |
| ユトランドからドイツ | 417MW |
| ノルウェーからユトランド | 1,631MW |
| スウェーデンからユトランド | 715MW |

図2

(出典: ネット情報)



政府は国営の送電会社 Energinet 社を創設しました。現在の職員数約2,000人ですが、デンマークが系統連系している国々との電力の動きを常時監視しています。例えば2024年8月1日12時23分時点におけるデンマークと隣接国との電力供給量について見ます。(インターネット上で常時閲覧できる、アクセス energinet.dk, energisystemet.lige.nu)

デンマークが地球温暖化防止として、二酸化炭素の排出をしない発電設備に力を入れた他にオイルショックの教訓を活かし住宅の断熱に努

めてきました。
現在デンマークの住宅の建設基準(最低)は、外壁の厚さ 43 cm、床下断熱 40 cm、天井断熱 40 cm と語られています。

筆者が住む集落に建てられた介護センターの外壁は 63 cm となっていました。窓やドア枠は木材又はプラスチックを使い窓やドアの板ガラスには断熱剤入り最低二枚保温ガラスを使うことになっています。デンマークでアルミサッシを使わないのは熱の伝導が著しく、省エネにならないためです。

今日デンマークの住宅や工場の建物で一枚ガラスを使った窓やドアはゼロとみて良いと思います。

デンマークの気候は、北西からの風の影響が多く、夏場でも 30 度 C を越えることは稀です。

この先もグリーンランドや北極の氷が融けることで、海水温度も上がらないこともあり、デンマークは夏場でも猛暑になることはない、筆者は推測しています。

今年 2024 年の 6 月と 7 月におけるデンマークの日中気温は 17 度 C 前後で涼しい夏場を過ごしています。この涼しい夏場のデンマークには新たに南の国々からの観光客あるいはアメリカからの観光客が増えています。

欧州からの観光客の多くはキャンピングカーを使い週単位で訪問してくるため、海岸線を持つデンマークの市町村はその受け入れに駐車場(キャンプ場)の整備、「夏の家」の増築に努めています。

デンマークにおける地球の温暖化防止への施策は結果としてデンマークに新たな産業を生み(風力発電機メーカー、住宅産業、バイオガス、バイオマス産業、地域暖房会社など)、経済の活

性化と共に国民生活が豊かになり、また快適になってきています。

2024 年 7 月 1 日の新聞 (Kristeligt Dagblad) でデンマーク人は西欧諸国内で最も「楽道家」(表現が適切ではないかも)だと報じられていました。報道の背景となった調査は欧州の 7 か国(デンマーク、フランス、ドイツ、イタリア、スペイン、スウェーデン、イギリス)とアメリカの国民に対し「国の状態をどう思っているか」を問った結果として、調査に協力したデンマークの人たちの 68 パーセントの人たちは「国の状態は良い」と答えていました。

調査の中でもっとも憂いているのはイギリス人で調査に協力した 80% の人達が国の成り行きを懸念し、以下フランス人の 71%、ドイツ人の 70%、アメリカ人の 63% の人が国の状態を憂えていると報じていました。

④ 日本の温暖化への予防策について

今後とも地球の温暖化が進むことを念頭に置き猛暑からいかにして生活環境を守るか、国の政治・行政そして国民全員に科せられた課題だと思えます。

日本において、この先何年も夏場は 30 度 C を越える日々が続くことを想定し、それに伴い冷房が必要な日数も増えるはずで

どのような対策を採るべきか、対策を採るためには全国の冷却に必要な電力量の把握が必要です。電力量の把握には室内温度を何度に設定するか、どの程度の面積を何時間冷却する必要があるのかなど、条件を定めることが必要です。

そしてその必要な電力量をいかにして供給するのか、発電価格の安い順から発電設備を増設することではないかと思えます。

その判断基準の中に国内の資源である廃棄物、バイオマス、バイオガス、風力、太陽光などの活用に力を入れることで国外からの火力発電所の燃料を減らすこと、それによって外貨を節約すると共に国内産業の活性化に努めることではないかと思えます。

発電と送電を分け発電する電力の送電は各電力会社に任せず、国が送電事業を受け持つことだと思えます。

住宅の省エネ対策として、熱伝導が大きいアルミサッシの窓やドアを制限し、また、住宅の外壁や屋根裏や床下の断熱を高めることだと思えます。これらの事業に掛かる費用への補助金は現在国の予算として使われている例えば、エネルギー対策特別会計予算(目的、産油国への協力費、天然ガスの開発費)や電源立地交付金として充てられている予算を国内の電力供給に向けた設備投資にシフトすることだと思えます。

日本の国の財政は恒常的赤字財政を組んでおり、産油国や天然ガスの開発に国民の税金を使うのか検討する余地があると思えます。また、電源立地交付金として令和 6 年の予算の中で、漁業組合増殖事業への交付金として 572 万 8 千円が充てられています。この「電源立地」とは関係のない事業にお金が使われていることを見直しすることだと思えます。

何れにしても既に地球の平均気温が上昇し、そのことで生活環境がおびやかされてきています。解決策はその場所や国に住む国民・住民が解決するしか方策はないと思っています。

戦争を記録する会が第9集発行を決意

宮古・下閉伊地域の戦争を記録する会
代表 前川 慧一さん

戦後70年にあたる2015年に発足した宮古・下閉伊地域の戦争を記録する会(代表 前川慧一)の第9回総会が7月21日、イーストピアみやこの「運動スタジオ」で開催されました。

この会は「戦争の惨禍を知らずして本当の平和は語れない」との会員の共通の思いをベースに地域に埋もれる戦争体験を掘り起こし、記録し語り継ぐために取り組まれてきました。

寄稿、証言者は第8集までに121人に達し、市民の「なにより平和を」の思いを訴える体験集となっております。

宮古市芸術文化協会による出版祝賀会への招待、披露も本「記録する会」への大いなる励ましとなっております。

本総会は、来年の戦後80年へ向けた第9集(原稿締切 2024年9月1日)、第10集(2025年9月1日締切)の完成に全力をあげようと誓い合いました。

この取り組みの成功は岸田政権による軍備拡張政策への批判を高めることになると励ましの声が寄せられています。

本総会であらためて紹介された息子の出征時に息子の名を叫びながら列車のあとを追う母の姿、漁船乗組員の息子が米潜水艦の攻撃で海に投げ出されが、もしや岸边に泳ぎ着いているかもと岩場をのぞき歩く母の姿に涙し、戦争の真実を肌身に感じ、続集発行の決意を新たにしました。

地名の話 45

高橋 宏 壽さん

おたもと 【太田元】紫波町稲藤字太田元

屋号太田元は中世からの農家で、屋敷内に水神の卯南社を祀っている。稲藤字南七合の照井幸男さんから、

太田元家の旧卯南社は、そばに井戸があつて湧水量も多く、なかに太いウナギがたくさん棲(ス)んでいたが、だれも捕らなかつたというお話をうかがい驚いた。それは東北大教授入間田宣夫氏のつぎの指摘と同じ内容であつたからだ。

中世の平泉中尊寺経藏領の骨寺(ホネデラ)村では、草分けの百姓の田屋敷在家が、湧水地に宇那禰(ウナネ)社を祀り、この湧水を利用して、水田開発をすすめ発展していったのではないか。

つまり太田元家の水田経営は中世の面影をつたえる貴重なものとおもわれたからだ。また井戸のウナギを捕らなかつたのは、宇南社のご神体がウナギともわかれてい



たからである。地名は、オオ(大)・タム(撓む)・ト(処)で、地形が着物のたもとのように「撓(タ)むところ」からついたと想定している。

第25回子育て・教育調査研究部会のお知らせ

子育て・教育部会では学校統廃合問題や不登校問題で勉強会を積み重ねてきております。

子育て・教育問題に関心のある会員の皆さんにも広く参加を募ります。

今回は岩手大学教授の深作拓郎先生のミニ講座も企画しております。

- ・日時：9月26日(木) 17:00-19:00
- ・場所：アイーナ6階 団体活動室2
- ・内容

- (1) 深作拓郎先生のミニ講座 「子どもの放課後事情」

- (2) 連続講座「不登校問題について考えるⅡ」の内容検討

連続講座の子育て・教育分野については昨年度に引き続き「不登校問題」をテーマに開催する予定です。その講座の内容について検討します。

参加希望の方は事務局の齊藤までご連絡ください。

齊藤の連絡先

(TEL) 019-647-2160

e-mail: isaosty1@yahoo.co.jp)